

徳島県個人情報保護審査会答申第145号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

令和2年10月20日、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「私と県とが協議した書類全部（過去5年間県土整備部〇〇〇）」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和2年10月30日、実施機関は本件請求に係る保有個人情報を記載した公文書が存在しないと判断し、条例第20条第3項の規定により請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和2年11月5日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和4年3月28日、実施機関は、条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

県の担当者の^{おう}枉法行為を確認したため。

2 審査請求の理由

条例第20条第3項の規定により次のとおり開示拒否と決定したが、あるべき書類を出さない（県と地元住民との約束）契約した事項であり、また、歴代の課長は出しているのに無いのはおかしいので出せ。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭による理由説明によると、本件決定の理由については次のとおりである。

本件請求は、審査請求人が県と協議した書類に関する開示請求である。審査請求人と協議をし文書を受け取ったことも、協議によって県が文書を作成したという事実もなく、当該請求に係る文書は不存在である。このため、条例第20条第3項の規定により拒否決定をしたものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件請求に係る個人情報を保有していないと主張しているため、以下、実施機関が行った本件請求に係る個人情報の保有の有無について検討を行うこととする。

(1) 本件請求に係る保有個人情報について

本件請求に係る個人情報開示請求書の記述によると、本件請求に係る保有個人情報の内容は、令和2年10月20日の開示請求時の過去5年間に県が審査請求人と協議をして作成した文書であると解される。

(2) 本件請求に係る個人情報の保有の有無について

実施機関によると、審査請求人と協議をし文書を受け取ったことはなく、協議に使用した文書も、協議によって文書を作成したという事実もないとのことである。

以上により、本件請求に係る個人情報は不存在である、とする実施機関の説明に、特段、不合理な点はなく、本件請求に係る保有個人情報について、不存在であるとして行った実施機関の決定は妥当である。

2 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和2年11月5日	諮問
令和4年10月21日	審議（第145回審査会）
同 年11月25日	実施機関からの口頭理由説明の聴取、審議（第146回審査会）
同 年12月16日	審議（第147回審査会）

徳島県個人情報保護審査会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
岩 田 晴 美	四国大学生生活科学部教授	
遠 藤 理 恵 子	弁護士	会長職務代理者
篠 原 靖 典	徳島文理大学人間生活学部教授	
竹 原 大 輔	弁護士	会長
田 中 里 佳	公認会計士，税理士	